

# 文京区補助金に関するガイドライン

令和 6 年 6 月  
文 京 区

# 目 次

	頁
はじめに	1
I 目的	2
II 補助金の定義等	2
III 課題の整理	3
(1) 補助の長期継続化	3
(2) 補助対象経費、補助金額等の明確化	3
(3) 効果的かつ有効性の検証	3
(4) 交付機会の均等化と透明性の確保	3
IV 補助金の分類	4
(1) 公民の役割分担	4
(2) 性質的分类	4
V 補助金交付の基本方針	5
1 基本的考え方	5
2 交付の適否に関する基準	5
(1) 必要性（公益性）	5
(2) 公平性	5
(3) 効率性（有効性）	5
(4) 適正性（適格性、妥当性）	5
3 適正な運用に向けた基準	6
(1) 補助対象経費等の明確化	6
(2) 補助率・補助限度額等の考え方	6
VI 具体的な取組	7
1 補助金の適正な執行に向けた取組	7
2 補助金交付の基本指針に基づく検証の実施	7
3 積極的な情報公開	8
4 協働型補助の推進	8
5 令和6年度の実績検証における見直し	8
文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）	9
文京区補助金等チェックシート（実績検証用）	11
〔参 考〕	13
補助金に関するガイドライン作成の経過	14

## はじめに

補助金は、区が事業の実施又は団体の活動に関し、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきました。いずれの補助金も行政が住民や住民団体の事業を補助することによって公共的目的を達成するための事業であり、このことから補助金は区民全体で負担する「コスト」であるといえます。

本区は、団体に対する補助金については、平成13年度から15年度までの間に、住民団体の運営そのものに対する補助である「団体補助」から団体活動の事業に対する補助である「事業補助」へと、支援の方法を見直しました。

そして、平成24年3月に策定した行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）において、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりについて検討することとされ、補助金交付の基本方針と所管部課による検証を実施することを定めた「文京区補助金に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

現在は、令和6年3月に策定した「文の京」総合戦略（令和6年度～9年度）において、「個々の補助金について、「交付の適否」と「適正な運用」という2つの観点からの継続的な検証・改善を行っていきます。」とし、補助金の適正な運用に努めています。

### 〈本書の改正経過〉

平成27年5月

- ・新規制定

平成30年6月

- ・個人情報の取扱いや障害のある方及びLGBTへの配慮等に関する項目の追加
- ・文京区補助金等チェックシートの様式変更

令和3年6月

- ・文京区補助金等チェックシートの様式変更・追加
- ・その他、補助金の適正運用、実績検証のための記載追加等

令和6年6月

- ・「令和6年度の実績検証における見直しのポイント」を追加
- ・文京区補助金等チェックシートの様式変更
- ・その他、補助金の適正運用、実績検証のための記載追加等

## I 目的

ガイドラインは、補助金の交付に当たって、区としての統一的な基準と定期的な検証の仕組みを示すことにより、補助金の効果的かつ効率的な執行を図ることを目的としています。

民間活力や地域団体など地域の力を必要とし区民協働を進めている中、補助金制度が行政の補完的な役割を担い、補助金の果たす意義は大きいことに鑑み、より公益性・公平性等を確保した適正執行と区民に対する説明責任を果たす意味からの透明性の視点に立った取組を行うものです。

## II 補助金の定義等

ガイドラインにおいて、「補助金」とは、「区が団体又は個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合、その事業目的の効果的かつ効率的な達成のために、相当の反対給付を求めることなく交付する金銭給付」とであると定義します。

日本国憲法第89条には、公金としての支出対象、支出範囲が規定されており、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2には、補助金としての支出根拠が規定されています。

本区では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）を制定し、補助金等の交付の申請及び決定その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定しています。ガイドラインは、文京区補助金等交付規則を補完するものです。

### 日本国憲法

（公の財産の用途制限）

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請及び決定その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 文京区（以下「区」という。）がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（区長が指定するものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

なお、ガイドラインは、補助金への適用だけでなく、負担金及び交付金についても適用するものとし、個々の項目において適用が可能なものについては、適宜、読み替えて適用するものとします。

#### 【参 考】

歳出予算における18節（負担金、補助及び交付金）の定義は、次のとおりです。

① 負担金

区が法令、契約等に基づいて国他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの

② 補助及び交付金

ア 補助金

区が、特定の事業、活動を助長し、又は奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの

イ 交付金

本来、区が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

## Ⅲ 課題の整理

### （1）補助の長期継続化

本区の補助金制度の経年別の分類では、令和3年度実績検証の時点で、補助開始後20年以上経過している補助金が46件、20%を占めており、さらに10年以上経過している補助金は、110件、49%を占めています。

補助金は、各事業活動を支援するため、現在でも、時代の変化を踏まえた必要性、民間との役割分担、補助率の妥当性等の観点から十分な検証を行った上で予算化をしていますが、現状において、社会情勢や区民ニーズが変化する状況にあっても、一度補助金交付の決定をしたものは、長期にわたり継続する傾向があります。

そこで、目的や内容が時代に即したものであるかどうか、今後も継続的な補助金の交付が必要であるのかについて区としての統一的な基準による検証が必要です。

### （2）補助対象経費、補助金額等の明確化

補助金制度は広範にわたり多様な性格をもっていますが、全ての補助金について、補助の趣旨や目的、対象、補助金の算出根拠を明確にした客観的な基準（規則、要綱等）を策定し、一定の交付手続きを明確化する必要があります。

本区では、全ての補助金について条例、規則又は要綱等が制定され、根拠規定が示されています。

しかし、補助金の中には創設以来、補助金額や単価が変更されていないものも見受けられることから、補助金額等の妥当性を検証し、補助対象経費や補助金額の算定根拠を明らかにする必要があります。

### （3）効果的かつ有効性の検証

補助金が効果的かつ有効に執行されていることの検証を行う必要があります。

区として統一的な基準による検証が求められています。

### （4）交付機会の均等化と透明性の確保

補助金の対象範囲や金額、補助率などが明確で、区民が納得できる制度設計がなされているのかという観点は、事業執行の説明責任を担保する上で重要です。

また、区民ニーズが多様化する中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要があります。

<b>IV</b>	<b>補助金の分類</b>
-----------	---------------

(1) 公民の役割分担

補助対象とする事務又は事業について、行政目的上必要度が高く施策的な要素が強い補助金と各種団体等が主体的・自主的に行うものとの区分する必要があります。

(2) 性質的分类

ア 奨励的補助

団体等の行うソフト事業（イベント、まつり、講演会、講座等）の公共性を区が認識し、当該事業を奨励・援助する目的で補助するもの。

イ 施設運営補助

団体等が各種施設を運営するために補助するもの。

ウ 扶助的補助

児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担の軽減や法令等に基づき、国・都の給付事業に上乘せ支給するなど、扶助目的のために補助するもの。

エ 投資的補助

社会福祉施設や市街地再開発事業など公的施設等の建設や区が公益上必要と認める整備等に対して補助（償還補助を含む。）するもの。

オ 利子補給

事業所・団体等が実施する事業の借入金元利償還金に対して補助するもの。

## V 補助金交付の基本方針

### 1 基本的考え方

補助金は、具体的な事業を対象に交付することが適当であり、事業目的の達成に向けて行政が財政的な支援をすることが必要であると判断された場合に、交付すべきものです。

また、その目的や内容が時代に即したものであるかどうか、補助期間の長期化の傾向が強まっていないかの検証が必要です。

そのために、交付の適否に関する基準と適正な運用に向けた基準を定め、これらに基づき個々の補助金について検証していきます。

### 2 交付の適否に関する基準

#### (1) 必要性（公益性）

地方自治法第232条の2には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上必要であるかの視点が最も重要となります。

- 補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合していること。
- 「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合していること。
- 区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であること。
- 補助事業等を実施しなかった場合、大きなマイナスの影響が生じること。

#### (2) 公平性

補助金制度は、公平に運用されるものであり、社会通念上、既得権益化、固定的と捉えられないような運用が求められます。したがって、特定の個人や組織に限定されないよう機会均等が保たれている必要があります。

- 補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されていること。
- 交付先は適正な手続きによって決定されていること。

#### (3) 効率性（有効性）

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、補助金によって、効率的に行政目的を達成できることが求められます。

- 補助金の交付以外の代替策がないこと。
- 補助金額に見合う具体的効果が認められること。
- 事業実施の効果が広く区民に還元されていること。

#### (4) 適正性（適格性、妥当性）

補助金自体が適正な制度となっており、また、補助金を支出するに当たって、補助事業者等による執行が適正に行われていることが求められます。

- 法令等に抵触していないこと。
- 事業の内容が補助目的と合致していること。

- 会計処理や補助金の使途が適正であること。

### 3 適正な運用に向けた基準

#### (1) 補助対象経費等の明確化

補助事業等の中で補助対象になる経費、基準を示すことで、経費負担の考え方を明確にします。

- 補助金交付要綱を整備し、補助目的、補助対象、補助対象経費及び補助基準（補助率・補助単価、上限額等）を具体的に規定すること。
- 国や都補助金等の連動補助や任意ではあるが国・都からの補助が入っているような事業等についても、区が行う補助事業等であることに違いはないことから主体性をもって必要性を精査すること。
- 国や都補助金等の連動補助について、区の上乗せを行っている場合は、合理的な理由が説明できるようにすること。
- 国や都補助金等の連動補助について、その補助期間が継続していること及び補助率・補助対象経費に変更がないことを確認すること。なお、これらの特定財源が得られなくなったものは廃止を検討し、区の一般財源で継続する場合は、その必要性について慎重に検証すること。
- 社会福祉施設等の投資的補助は、その金額が大きく、事業遂行に大きな影響を与え、かつ、補助により得た財産が補助事業者等の所有に帰属することを踏まえ、補助単価や補助経費、補助率等を十分に精査すること。
- 投資的補助の基となる建設事業費等については、コスト縮減の考え方を踏まえて十分精査すること。
- 児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなどの扶助的補助は、補助（給付）額が過度に高い水準となっていないか判断すること。
- 補助目的と直接結びつかない経費は、補助対象外とすること。

#### (2) 補助率・補助限度額等の考え方

- 法令等に定めのあるもの又は国や都補助金等の連動補助と合わせて補助を行うものにあっては、その規定された補助率とすること。
- 区単独事業であり、特定の事業や期間内において特定の行政目的を達成するために必要と認める補助金や行政が実施すべき事業であって、行政が実施するよりも効率的に目的を達成することを目的として交付する補助金にあっては、その効果を踏まえ、所定の率とすること。
- 区単独事業であり、かつ、各種団体等が主体的・自主的に行うものに係る補助の場合の補助率は、原則として2分の1以内、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額とすること。政策的な理由などから2分の1を超える補助が必要となる場合については、その妥当性を十分説明できるようにすること。
- 定額補助については、補助対象経費を明確にするとともに、補助率との関係で定額によるのか、補助率によるのか検証すること。
- 利子補給に係る補助金は、金利情勢に応じた補助率とすること。



## VI 具体的な取組

### 1 補助金の適正な執行に向けた取組

- 補助対象団体等の会計処理が適切であることを確認し、補助金等の使途を明確にします。
- 補助金交付申請書や実績報告書等関係書類等により次のことを確認できるようにします。
  - ①補助事業等の目的と内容
  - ②補助事業等の実績と成果
  - ③補助金等に係る収支状況に関する事項
- 補助金交付申請書等に記載する補助事業等に係る経費は、単に「事業費」、「調査費」などとせず、できる限り具体的な内容を明記します。
- 決算書や実績報告書だけでなく、帳簿や領収書の写しを添付することを原則とします。ただし、例えば「補助事業者等側において監査機能を有している。」、「職員が現地で確認している。」のように、別途、補助金の使途を確認する方法によることのできる場合はこの限りではありませんが、区が必要と認める場合には支出を確認できる書類の提出を求めます。
- 補助対象者等が実施する事業等については、運営経費の一部を公金により実施していることを鑑み、区が直接実施する場合と同等に、情報セキュリティや個人情報の保護対策、歩行喫煙等の禁止対策、障害や性別（性自認及び性的指向を含む）に起因する不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮等が必要です。交付申請及び実績報告時に取組状況を確認するとともに、必要に応じて改善を求めます。

### 2 補助金交付の基本方針に基づく検証の実施

- 「文京区補助金等チェックシート」（以下「チェックシート」という。）を活用した検証及び見直しの検討を行います。

チェックシートの内容は、補助金ごとに補助金の概要及び適正な運用に向けた基準との適合状況、効果等を明らかにした上で、交付の適否に関する基準（必要性・公平性・効率性・適正性）についての検証を行い、それを踏まえて課題と今後の方向性を明確にするものです。
- 検証の時期
  - (1) 予算化・制度設計の段階

補助対象とする事業を選択し、その事業に対する補助金を予算化しようとする段階に当たっては、補助金を交付する必要性等を確認する「事前審査」を行います。事前審査はチェックシートを活用して行います。

なお、各事業に必要な予算については、当初予算で適切に見積もり、その範囲内で執行することを原則とします。
  - (2) 実績報告の段階

補助金の額の確定に当たっては、補助事業等の履行と会計処理を通して、事業実施過程における適正さを確認する「事後検証」を行います。

文京区補助金等交付規則の施行について（通達）、4、(3)、イに定める補助事業等実績報告書等によって確認します。

### (3) チェックシートによる検証（実績検証）

全庁的な取組として、3年ごとにチェックシートを活用した検証を行い、各補助事業等について必要性を含めた定期的な見直しを行う契機とします。

また、創設以来、一度も見直しを行っていないものや、成果が十分に上がっていないものについては、補助の妥当性を検証するとともに、補助金以外にふさわしい手法が考えられるものについては、補助金以外の方法も検討します。

## 3 積極的な情報公開

区民ニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてくる中では、交付を受ける機会をより平等に、開かれたものにすることが必要です。

- 補助金交付要綱を整備し、補助目的、補助対象、補助対象経費、及び補助基準（補助率・補助単価、上限額等）を公表します。具体的には、補助金一覧をホームページで公開します。
- 補助金の概要、補助金交付の基本方針との適合状況等を公表します。具体的には、チェックシートをホームページで公開します。

## 4 協働型補助の推進

区民等との協働を推進するためにも、今後の補助金制度については、施策目的の実現に有効と考える補助内容についても補助対象者から提案を受け、審査の上決定していく提案型の公募制を採用していくことも必要です。ただし、補助対象者の活動の自主性・自立性を損なうことのないよう、また、公募制導入により、応募者に過度な負担がかからないよう留意します。

## 5 令和6年度の実績検証における見直し

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、既にその役割を終えていると判断される補助金については、廃止を検討すること。
- 物価高騰対策として実施している事業は、消費者物価指数の今後の動向等を見極め、廃止時期を適切に判断していく必要がある。今後の廃止に向けて、必要に応じて既存の事業スキームの見直しを検討すること。
- 国や都の補助金を財源とする事業で、今後、これらの特定財源が得られなくなる見込みのものは、これらの特定財源の廃止に併せて廃止を検討すること。なお、区の一般財源で継続する場合は、その必要性について慎重に検証すること。

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 〇〇部△△△課□□係  
 問合せ先 03 - -

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称							
根拠規定等							
創設年月	令和		年		月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
見直し年月	令和		年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的							
補助事業等の内容							
補助対象経費の内容							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況							
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区	国	都	補助対象者	
		上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか		
	「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか		
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか		
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか		
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか		
	交付先は適正な手続きによって決定されているか		
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか		
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか		
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか		
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	事業の内容が補助目的と合致しているか		
	会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	年度(決算)	年度(決算)	年度(決算)	年度(予算)
交付(見込み)件数				
決算(予算)額				
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源				
5年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 ○○部△△△課□□係

問合せ先 03 - -

1 補助金の名称等

6年度調査

補助金の名称							
根拠規定等							
創設年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	
見直しの内容							
予算科目	款	項	目	大	中	計	
				事	事	画	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給						

2 補助金の概要

補助目的							
補助事業等の内容							
補助対象経費の内容							
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率 ) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額 )						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公募の状況							
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区	国	都	補助対象者	
		上乗せの内容・理由					

### 3 交付実績

(件、千円)

項目	年度(決算)	年度(決算)	年度(決算)	年度(予算)
交付(見込み)件数				
決算(予算)額				
国庫支出金				
都支出金				
その他				
一般財源	0	0	0	0
交付実績の特記事項				

### 4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか		
	「文の京」総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか		
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか		
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか		
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか		
	交付先は適正な手続きによって決定されているか		
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか		
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか		
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか		
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	事業の内容が補助目的と合致しているか		
	会計処理や補助金の使途が適正か		

### 5 効果、課題及び今後の方向性

効果	
課題	
今後の方向性	

## 参 考

## ○ 補助金に関するガイドライン作成の経過

平成13年2月に策定した「行財政改革推進計画」（平成13年度～15年度）においては、「新たな補助金の方向性」について、次のように記述しています。

### 《行財政改革推進計画（平成13年度～15年度）》

#### ① 執行の透明性の確保

交付した補助金の額が適当か、又は適切に使われたかの検証に資するため、執行の透明性が確保される必要がある。補助金を交付されている区民や住民団体は、区民全体に対して適正に補助金を活用した旨、説明できなければならない。とりわけ団体の場合は、補助金の使途などについて団体の方から区民に対して積極的に情報提供する姿勢が求められる。

#### ② 補助事業の対象について

本区の住民団体に対する補助金には、団体の公益的な存在に着目して交付するいわゆる「団体補助」と団体の提供する公共的サービスに着目した「事業補助」とがある。住民団体の設置目的が公益的であるがゆえに区民全体が運営費の一部を負担するというようなあいまいな考え方ではなく、住民全体の実施する何らかの「事業」の成果によって公共的なサービスが提供され、その成果に応じたコストを区民全体が負担すると考えることが適当である。したがって今後、住民団体の運営そのものに対する補助は、順次事業補助に再構築していく。

#### ③ 期限の設定について

時代にふさわしい公益性が担保されているかを定期的に検証するために、補助事業ごとに例えば「3年間」といった期限を明確に設定することが望ましい。

平成16年3月に策定した「新行財政改革推進計画」（新生文京いきいきプラン）（平成16年度～20年度）における、補助金の今後についての記述を踏まえ、平成24年3月に策定した行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）においては、補助金の検証について、次のように記述しています。

### 《新行財政改革推進計画（新生文京いきいきプラン）（平成16年度～20年度）》

今後は、補助金の交付に際しては、成果や効果を評価できる仕組みづくりを検討し、効率的で、効果的かつ適正な補助金の交付をしていく必要がある。

### 《行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）》

団体の事業活動は、各地域に根ざしており、多くの区民の生活や地域での様々な活動に大きな役割を果たしている。

各種の補助金については、団体のこれらの事業活動を支援するため、現在でも、時代の変化を踏まえた必要性、民間との役割分担、補助率の妥当性等の観点から十分な検証を行った上で予算化をしている。



しかし、こうした検証は各事業課で行われ、区としての統一的な基準によって行われていない。

そこで、地域コミュニティの更なる活性化を図るためにも、補助金が効果的かつ有効に執行されていることを検証できる仕組みづくりについて検討する。